

第 10 回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月9日(金) 午後1時30分から午後5時23分

2. 開催場所 糸島市役所1号会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1 番	藤 井 重 登
会長職務代理者	2 番	内 野 敏 一
副会長	3 番	西 原 芳 幸
委員	4 番	高 橋 達 也
	5 番	三 坂 洋 子
	6 番	磯 部 絹 代
	7 番	増 田 耕一郎
	8 番	小金丸 義 文
	9 番	岩 崎 和 幸
	10 番	丸 山 文 子
	11 番	平 野 武 美
	12 番	松 崎 治 磨
	13 番	井 上 和 雄
	14 番	東 司 時 隆
	15 番	田 中 隆 秋
	16 番	平 野 利 延
	17 番	井 上 孝 治
	19 番	林 正 敏

4. 欠席委員(1人)

18 番 波多江 龍 志

5. 議事日程

議事

議案第90号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について

議案第91号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第93号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請
について

議案第95号 農地改良届け出について

議案第96号 非農地証明願について

議案第97号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

議案第98号 糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議案第 99 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について（所有権移転）

その他

- 1) あっせんてん末書届について（報告）
- 2) 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて（報告）
- 3) 新規就農者ヒアリング資料
- 4) 農地対策委員会B班報告について
- 5) その他

6. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	友	池	康	英
農	地	係	長	田	中	敏	彦

事務局	内野職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。 引き続き、内野職務代理者の音頭で農業委員憲章の唱和を行います。
職務代理者	皆さんこんにちは。本日は初めての推進委員さんとの総会ということになっております。最後までよろしくお願いいたします。 ただいまより第10回糸島市農業委員会総会を開催いたします。 本日は波多江龍志委員が欠席との連絡を受けております。本日の出席は現在18名で、委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。 続きまして、農業委員憲章を唱和いたしますので、皆さんご起立の上、よろしくお願いいたします。 【農業委員憲章唱和】 どうもありがとうございました。
事務局	藤井会長の議長挨拶をお願いいたします。 引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。
議 長	—— 省 略 —— 議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思います。松崎治磨委員と岩崎和幸委員を指名いたします。 それでは、順序に従いまして議事に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。
事務局	議案書の2ページをお願いいたします。 議案第90号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」、ご審議をお願いいたします。 今日、推進委員さんのほうも出席いただいておりますので、各議案について、その議案の内容を少し事務局のほうから説明をさせていただきながら進めていきたいと思っております。 この議案第90号につきましては、農地を売買により売りたいという申し出がありまして、それを1度登録をいたしまして、その後、買い手のほう、譲受候補者を選ぶという作業になります。その際には議案の91号に出てきますけれども、91号のような形であっせん委員さんと推進委員さん、譲受候補者さんを選ぶというような作業がこの登録の後にあるということでございます。 今回、1件申し出がありました。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 議案第90号でございます。——氏がこういうふうな申し出をされておられます。今、事務局が申しました内容につきまして、なおかつ補足的にこの方の経営状況なりをつけ加えたいということが、仮にこの方を知ってある方がありましたら、お願いしたいと思います。田中委員、もし、あれやったら。

15番 15番田中です。現在、土地利用型農業をしてありますので、最適と思います。一生懸命頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、この——氏の申し出に対しまして皆様からご意見なりをいただきたいと思います。どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なければ、質疑を終了いたします。
議案第90号、この——氏から出ております農地移動適正化あっせん譲受候補者登録申し出につきまして、同意できる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員ということで、そのようにさせていただきます。

議 長 それでは、次の議案に移りたいと思います。

事務局 次の議案に入ります前に、ただいま私、90号で売り希望というふうに言ったと思います。買い希望でございました。大変失礼いたしました。
議案書の3ページをお願いいたします。
議案第91号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員と推進委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

こちら先ほど少し申し上げましたが、あっせんの事業といたしまして、売りたい方を登録し、また、別に買いたい方を登録し、その売りたい方と買いたい方の結びつけを農業委員さんと推進委員さんがあっせん委員となって行っていただくと。本日、あっせん委員さんと推進委員さんを選んでいただいた後、この会場の中で話し合いをしていただきまして、譲受候補者を選んでいただくというような議案の内容となります。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上の受け付け番号につきまして、あっせん委員と推進委員さんの選任、並びに譲受候補者の選定をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局が申しましたようなことで、議案第91号では受け付け番号264から258までの受け付けをしております。これで私があっせん委員、それから推進委員の指名をしたいと思います。

まず、1番の264番からあっせん委員を指名します。田中隆秋委員、松崎治磨委員、推進委員の方を有富治三推進委員にお願いしたいと思います。

265番につきましては、あっせん委員を平野武美委員、岩崎和幸委員、推進委員の方は今日は欠席をされておられるようですけれども、青木徳茂委員を指名したいと思います。

266番、あっせん委員を高橋達也委員、東司時隆委員、それから推進委員の方を井上靖彦推進委員でお願いします。

267番、あっせん委員を内野敏一職務代理者、三坂洋子委員、それから推進委員の方は水崎剛志推進委員を指名します。

268番から258番の3つにつきましては、それぞれ三雲地区でございますので、同じあっせん委員の方をお願いしたいと思います。引き続きのところもありますが、そのような形をとっていききたいと思います。井上孝治委員と井上和雄委員に引き続きお願いしたいと思います。それから、推進委員の方は平山誠一推進委員にお願いしたいと思います。

若干といたしますか、時間をとりますので、そこで協議をしていただきまして、譲受候補者を挙げていただきたいと思います。

2 番

2番内野ですけれども、受け付け番号の267番の推進委員さんが水崎さんということですが、この地域は進藤さんの関係と思うんです。

議 長

それでは、今の指摘のとおり修正をしたいと思います。進藤喜重さんに変更をお願いします。推進委員の方を進藤さんということで訂正をお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、休憩時間をとりますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

議 長

それでは、再開をさせていただきます。

ただいまの時間におきまして譲受候補者を選定しておられますので、それぞれ発表をしていただきます。

受け付け番号の上から順番に発表していただきます。

264番はどなたになりましたでしょうか。

15番

———さん。

議 長

次の265番はいかがでしょう。

9 番

———さんをお願いします。

議 長

次の266番は。

4 番

4番高橋です。266番を———さんと———さんでお願いします。

議 長

次の267番はいかがでしょう。

2 番

2番内野です。267番を———さんをお願いいたします。

議 長

次の268番をお願いします。

17番

17番井上です。続けていいでしょうか。

議 長

はい、どうぞ。

17番

268番を———さん。141番と258番を———さん。お願いします。

議 長

それでは、今、書いておりますけれども、事務局のほうで確認をしながら発表してください。

事務局

ちょっと黑板遠いので見づらいかもしれませんが、漢字のほうは黑板で確認をお願いしたいと思います。

受け付け番号264番のあっせん委員を田中隆秋委員と松崎治磨委員、推進委員を有富治三委員にお願いしまして、譲受候補者を——さん。

265番のあっせん委員を平野武美委員と岩崎和幸委員にお願いし、推進委員を青木徳茂委員にお願いして、譲受候補者を——さんにします。

受け付け番号266番をあっせん委員を高橋達也委員と東司時隆委員にお願いしまして、推進委員を井上靖彦委員にお願いし、譲受候補者が——さんと——さんのお二人です。

267番のあっせん委員を内野敏一委員と三坂洋子委員にお願いし、推進委員を進藤喜重委員にお願いいたしまして、譲受候補者が——さんです。

268番をあっせん委員を井上孝治委員と井上和雄委員にお願いし、推進委員を平山誠一委員にお願いいたしまして、譲受候補者が——さんでございます。

受け付け番号141番、あっせん委員を井上孝治委員と井上和雄委員にお願いし、推進委員を平山誠一委員にお願いして、譲受候補者が——さんでございます。

258番につきましても、あっせん委員、推進委員、譲受候補者とも141番と同じでございます。以上でございます。

議 長

重複するかもしれませんが、1つ、せっかくの機会でございますので、注意を申し上げたいと思います。

ただいま譲受候補者を決めていただきました。ここ1カ月ぐらいの間にあっせん委員と推進委員の方が共同でこの譲受候補者の方に当たっていただきまして、そして、誠意を持って交渉を進めていただきたいと思います。

この農地につきましては法によりまして800万円の控除がございますので、それぞれあと税務署のほうで再調査をされる場合がございます。その税務署の方に不信感がないような手続をもって進めるということから、誠心誠意とりもっていただきたいと思います。そういう機会も今、指名された以外にも機会もあろうかと思っておりますので、そういうことを想定していただきたいと思います。

それから、その譲受候補者との話がどうなっているかということも含めまして、持ち主の方に少なくとも1カ月に一遍、もしくは二、三週間に一遍ぐらい状況報告をすとか、そういうふうな連絡を取り合いをしていただきたいと思います。

議 長

それでは、次の議案に移りたいと思います。

事務局

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第92号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

なお、新規就農者の方が2名含まれておりますので、2名の方のヒアリングを第2調査部会のほうで行ってありますので、後ほど小金丸部会長から報告がございます。

3条の提案を各委員さんからしていただく前に、事務局のほうからこの3条について説明をさせていただきたいと思います。

お手元に1枚ものの紙で右肩のほうに四角囲みで資料1と書いたものをごらんいただきたいと思います。

農地法の3条と5条について少し説明をさせていただきます。

農地法の許可を要する「権利」とはという表題がついた1枚ものの資料が資料1であると思うんですが、済みません、カラー刷りのパンフレットに挟まっておると思うんですが、パンフレットに……。ございますでしょうか。

皆さん3条、4条、5条という農地法の条項は耳にされたことがあると思うんですが、それがどういうふうに違うのかというところを説明したいと思います。

まず、3条につきましては、農地を農地のまま使うと、田んぼは田んぼ、畑は畑で使うということでございます。

4条、5条につきましては、農地を転用して使うということで、農地以外のものに変えるというところで、3条と、4条と5条は、大きく違う。

3条の農地を農地で使うときに、どういう場合に許可が要するのかということでございます。農地法の条文をその資料1の上の四角に書いておりますように、「農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」ということでございます。農地を農地のまま使いながら、どういうときに3条許可が要するかということにつきましては、今、ここで述べました権利の移転、または、権利の設定というのが発生するときに許可が要するというところでございます。

今、幾つも申し上げましたけれども、一番多いのは所有権の移転、売買、贈与、こういったときに所有権を移転するときには農業委員会の許可がなければ、法務局での登記ができないということになりますので、典型的な権利としては所有権の移転というのがございますけれども、登記をしなくても地上権、永小作権、質権、使用貸借、こういったものの権利を締

結するときには農業委員会の許可が要ることになります。

関連して農地法第5条なんですけれども、4条と5条は転用を行うということで同じ行為なんです、4条と5条の違いというところで、5条のほうを書いております。5条の条文ですが、「農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」ということで、4条は所有者の方が転用行為を行うということで、所有権の移転も、その他の権利の設定もないという場合が4条でございまして、5条は所有権の移転を典型としまして、3条と同じ権利、地上権、永小作権、質権、こういった3条と同じ権利を設定するときには、同じ転用行為ですけれども、4条とは違って5条の許可が要ることになります。

それを踏まえていただきまして、その下に所有権から地上権、区分地上権と権利の内容を書いております。少し説明をいたします。

まず、一番なじみが深い所有権でございますけれども、所有権というのはほかの権利の中でも一番強い権利でございます、(1)に書いておりますように、所有権とは、物の全面的支配すなわち自由に使用・収益・処分する権利ということで、一番強い権利として存在するということでございます。

2番の地上権でございますが、(1)地上権とは、工作物等を所有するためなどの目的で他人の土地を使用する権利であるということで、ほかの方が所有権を持ってある土地の上辺の部分、ここに物を置いたり、使ったりというときには地上権の設定が要ることになります。

3番の区分地上権、この区分地上権も地上権の一部でございますけれども、土地の表面ではなく、地下や空間、こういったところについて地上権を設定するときに区分地上権という言葉を使っております。(1)区分地上権とは、地下や土地の上の空間の一定の範囲を目的として設定される地上権ということで、俗には地下権、空中権ということで、地下の駐車場とか、地下鉄、こういったのが地下権、モノレールや橋梁など空中に設定されるもの、高圧の電線とか、こういったところも空中権ということで区分地上権の設定がなされております。本日、第3条の中でこの区分地上権が出てきますので、この区分地上権のところは覚えておいていただきたいと思います。

あと裏のページのほうに、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、それについても説明をまとめておりますので、こちらは時間の都合上、説明は省略いたしますが、時間があるときに見ていただきたいと思います。

それでは、第3条の審議のほうをよろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案第92号でございます。1番からそれぞれ提案をしていただきます。

【議案書に基づき順次読み上げて提案】

事務局

先ほど権利の説明を申し上げました地上権の中の空中、または地下に設置されるものとして区分地上権というものがございます。

議案書の22ページをごらんいただきたいと思います。

22ページに上のほうから見たパネルの図がついております。左下のほうにパネルの枚数が書いてありますように、合計2,816枚のパネルを設置するということでございます。

その下の23ページ、点々と線であります、丸いところが支柱をあらわす図でございます。

24ページ、このパネルを設置する架台の図面をつけていただいております。

こういうふうに地上から2メートルから3メートル高い支柱を立てましてパネルを設置されます。そのパネルを設置することについて区分地上権を設定しておかないと、借受人であります——さんが貸付人である——さんのほうからそのパネルを撤去してほしいというような一方的な申し出をもしされたとしましたら、この区分地上権の設定がないと、貸付人の指示に従わなければいけないということで不利益を受けられますので、区分地上権を設定するというような内容となっております。説明は以上でございます。

議 長

先ほど申しましたようなことで、新規就農者の方に面談をしてもらっておりますので、それぞれの面談の状況なりを調査部会長から報告をもらいます。

調査部会長（8番）

それでは、9番の——さんの面談をしております。

——さんは現在61歳で会社員でございます。息子さんが農業で生計を立てたいということで、この小富士のほうの農地を購入するということでございますので、一応調査部会としても現地を見ましたところ、ちょうどあぐりですかね、あぐりのちょっと下側の農地でございましたけど、ちょっと見に行ったときになかなか、メインでトマト、ピーマン、キャベツということで、そういった施設で頑張りたいと。一応研修で宮崎の法人のほうで勉強をされたということでございます。ただ問題は、やはり場所がかなり湿気が高いので、いろいろ考えられたほうがいいんじゃないかと一応調査部会では言ったんですけど、息子さんのやる気が、もうハウスを建て

て、新品を建てても頑張りたいというような決意がありまして、一応小富士辺にも1件ぐらい空きハウスがあるので、その辺も検討したらどうですかというように紹介をしております。でも、親子でやる気が十分あって、今回は息子さんが青年給付金も借りられて、どうにかこうにか生活にはそれで対応できるのではないかと考えておりますけど、そういうのはあんまり当てにせんで生活できる努力をしていただきたいということで、親子でやる気がありましたので、一応頑張ってくださいということで、面談でそういうふうで励まして、頑張ってくださいということで報告しております。

続きまして、12番、———さん、———さんは群馬県出身で、農業大学の職員として海外の農業指導員の仕事をしておられました。けれども、やはり日本で落ちついて農業をやりたいということでございます。一応ご主人が福岡県出身で、八女か糸島で農業をしたいということでございます。それにつきましては果樹をやりたいということでございます。そして、弟さんが八女のほうで普及員をしてあるということで、八女のほうを勧められたということがあるんですけど、本人が福岡のほうでしたいと、それも場所によっては糸島のほうでしたいということで、現在、井田原のほうで農地を借用して、また、こちらのほうにつきましては旦那さんが47歳ということで青年給付金が借りられませんので、今回は奥さんの名前で、奥さんが42歳ということで、青年就農給付金が申請できるということで奥さんの名前で申請をしてあります。

ただ、果樹ということでブドウと桃ということで、それと、あと野菜を20アールぐらいしたいということでございます。なかなか果実につきましては、一、二年では収穫ができませんので、ぜひともその20アールの中で周年野菜をつくられて毎月収入を上げていただいて、子供さんも2人、1歳と3歳やったですかね、子供さんも2人おられるということで、もう仕事をやめてこれにかけるとということでございますので、本当にやる気だけはもうほんなごて奥さんもかなり意欲が見えましたので、もうこちらにつきましても頑張ってくださいということで。

ただ、農地を借りられるのに、使用貸借の中で10年の契約をしてありますので、10年といたら、やはり果実的にはやっぱり6年、7年、やっぱり10年ぐらいが一番果物もなってくる時期となりますので、なるべくなら利用権を結ばれたほうがいいんじゃないですかということで、つくるほうが権利があるようにしとったがようなかですかということで、そういう指導はしておりますので、あとはもう糸島で頑張ってくださいということで激励しております。以上です。

議長

ただいま調査部会長から面談の報告をしてもらいました。

事務局から審議の際に念頭においてほしいことがございますので、それ

を述べてもらいます。

事務局

12ページをおあげいただきたいと思います。

農地法は許可を受けなければいけないというような規定の次に許可ができない項目というのが幾つも定められております。それを12ページのほうで審査するために表をつくっております。

一番上の項目が、左側のナンバーの次に斜めの線の上に審査項目というふうに書いてありますが、3条の許可ができない場合の条件が書いてあります。これが7つございます。

文章は長うございますので、ポイントだけですけれども、審査項目の右側、これが農地を効率的に利用しないという場合、その右側、法人の場合で農地所有適格法人ではない法人が取得する場合、その右側が信託の引き受けで権利を取得する場合、その右側が農作業に常時従事しないという場合、その右側が農地の面積が50アールに達しない、その右側が所有権以外の権限に基づいて貸し付け、質入れをしようとしておる、最後、その右側が農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる、こういった場合には農地法第3条の許可はできませんという項目でございます。これにつきましてそれぞれ該当するか該当しないかを「はい」か「いいえ」で答えるようにしております、基本的には全て「いいえ」に該当しないと許可ができないということになります。

12ページごらんいただきますと、一番下の13番、これに「はい」に丸がついているのが4項目ございます。その下に区分地上権の設定による不許可の例外ということで、許可できないものという項目がある一方、その許可できないんだけど、こういう場合には許可していいですよというのが不許可の例外と、つまり許可なんですけど、非常に回りくどい表現にはなっております。

13番は先ほど申し上げました志摩馬場で行われますソーラーパネルによる農業をしながらの営農型の発電施設でございまして、土地そのものは農地として使いながら、土地に支柱だけを立てましてパネルを設置して、そのパネルでソーラー発電を行うということで、この区分地上権の設定の場合には「はい」に丸がついても不許可の例外ということで許可ができるというふうになっております。

このようなことで、1番から13番まで書類上の判断としましては全て許可ができるという案件となっておるということを報告させていただきます。以上です。

議長

それでは、この議案につきまして、ご意見、ご質問を受けたいと思います。どの項目でもいいです。

9 番	9 番岩崎です。2 番、3 番、5 番の譲受人に対して質問いたします。 この方は畑にしろ田んぼにしろ買われているようなんですけれども、場所は筑紫野ということなんですけど、これは会社帰りで耕作をされるということで考えていいんでしょうか。先ほど条件の中に常時作業に従事しなければというふうな表現もあったようなんですけれども、そのあたりはどうなるんでしょうか。
議 長	そういうふうな問題が出ております。重複するかもしれませんが、過去にもそういう似たような例がございますので、過去の例を持ち出して事務局から説明をよろしく。
事務局	では、説明させていただきます。 申請書によりますと、——さんが筑紫野市に田んぼ4, 302 平米、畑1, 033 平米の所有地である耕作地をお持ちだということです。今回、東と油比ということで本拠地である筑紫野市とは離れておりますけれども、畑の部分につきましては柿を植えるということで余り管理が要らないということで、通作はされるそうですけど、管理にはそれほど手間がかからないだろうということ。油比の田んぼにつきましては主な作業は作業委託をされるようです。田植えなり、収穫なりは作業委託をされて、もちろん経営主は本人さんですけれども、作業委託で余り手間はかけずにされるということで許可が可能ではないかと判断をしております。以上です。
議 長	今の質問に関連をしますけれども、一部の作業委託は可能というようなことの判断をするわけでございますけれども、全てにつきまして全面委託でもともと考えておられる方については、この3条の許可要件には該当しませんので、念のため申し上げます。 それでは、そのほかのこと。はい、どうぞ。
柴田	長糸の推進委員の柴田と申します。議案の6番と7番についてお尋ねいたします。白糸のところでございますが、これもよくわからないんですけれども、農地として購入されて、農地として使用されるのかなと、その白糸のいろんな決め事があるけんそのことを聞きたいなと思っております。白糸の——さんの買う所。
議 長	東司委員、事情を聞いてあるというふうに思いますので、ちょっと報告してください。
14 番	14 番東司です。この間、担当者の方が見えまして、やっぱり位置的に田んぼですので、農地をどうされるんですかと尋ねはしました。そこで、

おっしゃることには、タラの木を植えたいという、そのときはそういう意見を言ってありました。だから、知ってのとおり、白糸で埋め立てとか、いろんな問題があっておりますので、そういう産廃とか、そういう農地を汚すような、そういう地区を汚すようなことは、農地をまたそういうことにかかわらないようにやってくださいというふうな意見はそのときに申し上げております。以上です。

議 長

タラは皆さんご承知だと思いますけれども、春先に芽が出るタラですね。それをみそ漬けというんかいな、酢みそか、酢みそで珍しく食べるということで高級料亭に出されるというふうな話を聞いていますけれども、それはそれとして、農地をそのまま農地として使うというふうなことの話。はい、どうぞ。松崎委員。

1 2 番

1 2 番松崎です。失礼な発言になったらいけないと思うんですが、過去、——さんについては問題があったような気がします。それで、現在の詳しい農業経営の実態を説明してください。

議 長

事務局の方から。

事務局

申請書に記載されていることについて説明をしたいと思いますが、今現在、田んぼが5, 9 6 6 平米、これは水稻をつくられておるそうです。畑につきましては、一部野菜と、あとは果樹ということで、今現在、耕作放棄地に該当するような農地は今のところはないということで聞いております。詳しい経営状況というか、収支状況とかまではこちらでは求めておりませんので、わかる範囲で水稻、野菜、果樹という内容というふうに聞いております。

議 長

今、答えたとおりですが、松崎委員、何か。

1 2 番

馬場、桜井、あっち側の問題はきれいに片づいとうとやろうな。

事務局

前回、もう1年以上前になりますけど、同じく白糸の田んぼを購入するということで申請が出されておりました。そのときに同じく1年ぐらい前に購入された志摩吉田の農地がいまだに耕作されずに残っているということで問題になって、不許可という判断を1回しております。ただ、その不許可の原因になりました吉田の農地につきましては、もとの所有者に返還されまして、もとの所有者の方が非農地証明を出されて、今はもう山林ということで——さんの所有の山林ということに今なっております。そのほか志摩の桜井のほうでも農地をお持ちだったんですけど、これについまし

ては果樹を植えておられまして、なかなかもう急傾斜の土地だったんですけど、果樹を植えて管理をされていることは確認済みです。だから、今のところで問題になっている農地は——さん所有のところでは今現在ないということは確認しております。以上です。

議 長

今、松崎委員が発言されましたようなことで、過去において取得した農地が耕作をしないまま、次の農地を買いたいというふうな申請が出ておった事例がありました。そういうことをなくすために、新しく農地を買おうとするときには、過去の農地を持っている全ての農地につきまして耕作状況を調査するというようなことを今までどおりにやってきました。そして、現地にも何回か行かせてもらいましたし、新しく果樹を植えられたり、結局、栗を植えられたりとかしてあるのを実際にそれが状況を見ながら、それぞれの調査部会長から皆さんに報告はしてあったというように記憶しておりますし、今、出ております農地の取得をする前の農地は今までも現地に何回か行きましたようなことで報告をされておられるというふうに私は理解しております。

ただ、一番心配をしなけりゃならないのは、その3条で取得した農地に、自分がかかわりがなくて、他人に全部、作付から収穫までを丸投げしとるというようなことは、それは3条の要件には当たらないというようなことで、——氏が全支配的なものは持つてあるというふうに思ってください。そういうことで、過去にもそういう事例らしきものがあつたということで、その方の個人の農協の通帳なり、銀行の通帳でもそうですけれども、その通帳の中に農作物の売り上げの記載があるのかどうかということ個人でしっかりそれを管理してもらおうと。また、そういう経費をそこから支払われておるのかどうかということも含めて管理をしっかりしてくださいということを過去の例に基づいてしっかり本人に言い渡すようには私はしとるつもりです。

ですから、今回に限らず、そういうことを本人の頭の中に入れてもらいたいと、また、それを監視する我々は役目があるというようなことから、引き続き注視する必要があるというふうには思っています。

そのほかありましたら、どうぞ。平野武美委員。

1 1 番

1 1 番平野です。私も——氏にはちょっといろいろ疑問を持っています。それで、6番、7番の地図あたりがあつたら、そこあたりの概況がわかつたらお知らせ願いたいと思います。

議 長

それは今欲しいんですか。その判断をするために。

1 1 番

そうですね。

議 長	今まで、ばってん、過去、3条の場合、全部地図を皆様に配付をしておりますね。
1 1 番	概況だけでいいとですけど、どうか。
事務局	申請書をもとに航空写真で確認しましたがけれども、田んぼといいまして、用水が乗るような田んぼではないようです。一度造成か何かされて、地上げされて畑のような形になっておりました。特に荒れた様子はなかったですね。更地のような格好でしたので、さっき言われたような水稲じゃない作付をされるという東司委員の説明がありましたけれども、そうだろうなという感じの土地ではありました。以上です。
1 1 番	場所としてですたいね。白糸って書いてありますけど、白糸の滝あたりか、それとも、集落ですかね。
事務局	下ですね。まだ白糸の滝よりかなり下です。県道の脇、すぐ近くですので、近寄りやすいところではあります。耕作困難な場所ではないというふうに認識はしています。
議 長	東司委員、場所は大体わかりますか。
1 4 番	1 4 番東司です。場所的には白糸の集落よりは下です。どっちかと言えば、長野の別処といいますか、一番上の集落の上になります。
議 長	平野武美委員、大体空想でわかりますか。
1 1 番	はい、大体わかりました。ありがとうございました。
議 長	ほかにどうぞ。井上委員。
1 3 番	1 3 番の井上でございます。先ほどの——さんの件につきまして、同じような意見で、質問しようかなと思いました。 やはり本業は建設業されておって、こういうふうで農地を取得されて、皆さん方、ひょっとして埋め立て、いろんなその方面で心配もされておるんじゃないかなと思っていますので、よくよく監視をしていただいたほうがいいかなと思います。以上です。
議 長	ありがとうございます。今、言われたようなことはもったものことであ

りますし、それは過去においても、将来においても監視をしていただけたらなということでございます。ぜひとも地元の委員と、それから推進委員も含めて、ぜひ監視をしていただきたいと思います。

ほかにございましたら。

(質問、意見なし)

議 長

特にないようでしたら、ここで質疑を打ち切ります。質疑を打ち切りますと言った後に発言は私は受け付けませんので、あらかじめ注意をしていただきたいと思います。

十分意見が出ておりますので、一括でなくて、個別に採決をさせていただきます。

全部言うたら時間がありませんので、1番、2番、3番というふうに行きたいと思います。

1番許可と思われる方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

2番許可と思われる方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

続きまして、3番許可と思われる委員の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

次の4番許可と思われる方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

次の5番許可と思われる方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

次の6番許可と思われる方の挙手をどうぞ。

(多数挙手)

議 長

次の7番許可と思われる委員の挙手をどうぞ。

(多数挙手)

議 長 次の８番許可と思われる委員の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長 次の９番許可と思われる委員の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長 １０番許可と思われる委員の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長 １１番同じく許可と思われる委員の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長 １２番許可と思われる委員の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長 １３番同じく許可と判断される方の挙手をどうぞ。

(多数挙手)

議 長 それでは、今、採決をいたしましたので、そのようにさせていただきたいと思います。

今、２時５６分ですけれども、３時５分に再開をしたいと思います。暫時休憩。

(休 憩)

議 長 再開します。
次の議案に移りたいと思います。

事務局 議案書の１９ページをお願いいたします。
議案第９３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

今回は第2調査部会で現地調査なりをしてもらっておりますので、現地調査の状況と、それから、帰られてからのその調査部会内の話の内容まで含めて報告をしてもらいたいと思います。それでは、お願いします。

調査部会長（8番）

議案第93号「農地法第5条第1項規定による許可申請について」。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これにつきましては第2調査部会で現地の確認に行っております。

申請地につきましては、県道宮浦前原線沿いにあります油比のところの車検センターの150メートルほど東側の畑です。

糸島市では初めての申請になります。農業を継続しながら太陽光発電を行う計画でございます。畑でニラを栽培しながら、3メートルの支柱を立てて、その上にソーラーパネルを設置するということで、調査部会としましては、大きい屋根ができるので、大雨のときなんかにつきましては雨水が大量に流れるのではないかとという心配もありまして、それが道とかに流れ出すのではないかとというので考えておりましたが、この件につきましては県と協議したところ、ソーラーパネルが1,600枚設置されますが、パネルとパネルの間に10センチのすき間があるということで、大雨が降っても、その10センチのすき間から全体的にはそこから落ちるということで現在と変わらないような吸収をするので、洪水の心配はないということで説明がっております。

また、水利組合につきましても承諾をもらっておりますので、地元としても問題はないということで、また、各課の意見も支障なしということで、第2調査部会としましても許可相当と判断しております。以上です。

事務局

事務局から補足をさせていただきます。

先ほどの資料の部分ですけれども、資料2というのをお配りしております。資料2のほうを見ていただきたいと思います。

資料2が「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」ということで農林水産省のほうから通知がっております。平成25年3月31日に出ておりますように、この太陽光発電が、東北の大震災以降、再生可能エネルギーの利用ということで太陽光発電というのが日本全国に広まってきております。それで、農地が大変広いということでパネルをつけて発電したいという方が続出してまして、その取り扱いを整理されたわけですが、冒頭申し上げましたように、農地法という法律があつて農地を農地以外にするためには非

常に厳しい条件がいろいろございます。農地を転用して太陽光発電のパネルを設置するということであれば、こういった細かい取り決めは必要ないんですけども、農振農用地の中にある優良農地を使って太陽光パネルを設置するというときには、永久的な転用行為ができないんですね。それで、こういった一時転用しかできないということから、細かい条件をつけての許可を下さいという審査となっております。

この資料2の1ページの下の方に「記」というのがあって、その下に1 一時転用許可というのがありますが、ここの文書を少し読みますけど、「農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。」ということで、今回、農地の面積としましては全部で6,409平米あるんですけども、この中で一時転用許可を受けますのはパネルの架台の支柱の部分だけですね、部分だけと言いますか、支柱と、それから送るための電柱が設置されます、その電柱とキュービクルと言いまして、変圧の設備ですね、この部分について農地として使えなくなるので転用が要りますよと。

その面積の計算は議案書の26ページにつけていただいております。26ページに表がございしますが、一番右側の転用面積合計が9,062.55、その左側に7平米というのがありますけど、これがキュービクルの基礎部分の面積、その左側に0,125.6平米がありますが、これが構内1号柱断面ということで、電気を送る送電柱の断面面積でございます。その左側の1,936.95、これが上のほうに書いてありますように、単管柱、パネルの架台の支柱の面積ということで、たった9,062.55平米のために転用許可を出さなければいけないということで、非常に書類上も大量な書類を出さなければ、許可になりませんが、そういった既存の農地法を使いながら、こういった太陽光発電をできるようにする、そういった仕組みということでいろいろな書類を出していただきながら、また、いろいろな条件をつけながら許可をするということになります。

先ほどの農林水産省の通知の2ページをあけていただきたいんですけども、2ページの上のほうに(2)というのがありまして、「許可権者」という言葉で始まる、「許可権者は、次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。」というふうに書いてありまして、片仮名のア、イ、ウというふうに続いておりますが、まず、アの部分で転用期間が3年以内の期間であるということ。イの部分で簡易な構造で容易に撤去できる支柱ということ。ウの部分のアンダーラインが引いてある2行目にありますけれども、効率的な農業機械等の利用が可能な高さであるということ、おおむね地上から2メートル以上の高さの支柱でないといけないということで、パネルの下で作業するためには農業用の機械が入る高さを確保しないというようなことが書かれております。

次に、3ページごらんください。

3ページの(4)でございますが、「次に掲げる場合については、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとする。」ということで、一時転用でございますので、3年間しかこの太陽光パネルを設置できなくて、3年間たちましたら、次の更新の許可申請をしていただきます。その更新のときに許可できないと思われる事由が書いてあるんですけど、アの部分で営農が行われていない。最初は農作物をつくるということで申請したけれども、実際は太陽光パネルの発電だけやって農業をしていないという場合には3年後に更新ができません。それから、イの部分ですけど、パネルの下部分、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合ということで、今回、ニラをつくりながらの太陽光発電ですので、一時転用でニラをつくり始めて次の3年後に更新するときに減収をしておったらいけないということで、ほかのニラの収入と比べて2割少ない場合には継続ができないことがあるというようなこととなっております。

それから、次のページ、4ページごらんいただきたいんですけど、4ページの3番で許可申請と書きまして、許可申請書に添付する書類が示されておりまして、(1)が営農型発電設備の設計図、(2)がその下の農地の営農計画書、(3)が関連データということで、その作付をされる作物がパネルの下で太陽光が遮断される中で作付ができるのかということの関連データ、(4)が営農型発電を設置する人がこれを更新できない場合、営農型発電設備の撤去、これを設置者が負担して撤去しますという合意書をつけなさいということで、こういった取り決めがなされております書類について全て提出がされておるということを事務局で確認しながら、今回の申請について審査をしておるという状況でございます。

糸島市としては今回初めての営農を継続しながらの太陽光発電設備の申請となっておりますので、書類上、県と協議をしながら細かく審査をしておるということをご理解いただきたいと思います。思っております。

これにつきまして議案書の18ページでございます。18ページに農地法第4・5条の規定による許可申請ということで表がありまして、左側のナンバーの右のところに斜線を引いて、上のほうに一般基準判断項目と書いております。先ほどの3条でも審査項目ありましたが、4条、5条は転用行為になりますので、3条とは審査項目が違います。1番から9番まででございます。

まず、資力及び信用。この転用行為をするためにお金がかかりますから、そのお金はありますか、信用できますかというところ。

2番のところが転用行為の妨げとなる権利を有する人の同意がありますか。例えば、その土地が使用貸借権に基づいて使っている方がいらっしゃるというときには、その既に使っている方の同意がないとだめだというよ

うなこと。

3番が申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性。

4番のところも、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み。これは例えば、開発許可が必要な開発行為については都市計画法との関連とか、建築基準法との関連上、実現が可能かというようなところまで審査をして許可をするということになっております。

こういった項目が9つありまして、この9つについて事前に審査をして、「適当」、適当というのは1番のところの適当で言いますと、下のほうに資金計画書により確認しましたというふうにしてしておりますが、「該当なし」か「適当」という文字が並ばないと、この一般基準の判断項目を通ったとは言えないということでございます。

今回のソーラーにつきましては、この18ページの表の上のほうの5条の1番というところで判断をしております、「適当」、「該当なし」に全て該当しておりますので、書類上の判断としまして許可相当であるということが言えているということを事務局のほうから報告させていただきます。以上でございます。

議 長

今、報告がありました。当糸島市においては永久転用は何度か審議をしていただいておりますけれども、営農型発電は今回が初めてでございます。福岡県の中にはいろいろなケースが出てきておりました。例えば、シイタケを栽培しながら営農型発電をするということもありましたし、ついでに言いますと、発電の場所の下にレンゲソウを植えまして、それを刈り取って、それから、豚の餌に使っていただくというような申請も県南のほうでは出ておりました。今回はニラでございますけれども、ちょっとニラがパネルの下でも栽培できるというふうな研究機関のほうのデータがあるでしょう。ちょっとそれば読み上げてください。

事務局

済みません。今、会長のほうから言われました関連データということで、今回提出されておりますのは北近畿太陽光発電普及促進協会というところからソーラーシェアリングにおけるニラ栽培についてというようなことで関連データという提出がっております。

検討内容は、野菜は日照条件から、陽生植物、半陰生植物、陰生植物などに分けられますというようなことで始まりまして、今回申請のニラは陰生植物の中でも栄養価が高く、もつ鍋初め、いろいろな料理に使われる有能野菜の一つです。当協会ではこの需要のあるニラが太陽光架台パネル下の農地で栽培できれば、農家の所得向上と活性化が期待できると考え、調査を行いましたということで、ニラ栽培の実績によるということで、京都府内にて今回の申請地と同等の太陽光架台の下で農地で地域の単収の80%以上の収穫実績がありますということで、具体的な京都府の福知山市

内での太陽光発電の下でのニラの栽培の状況が細かく書かれてあり、そのニラの栽培状況の写真、それから、日照量、パネルを通したときの日光の量、こういったところのデータが示されておりまして、届け出別の作付面積とか、10アール当たりの収穫量、出荷量、これのニラについてのデータがつけられております。

要するにということになりますけど、ニラの栽培について太陽光発電のパネルの下で栽培した実績が京都のほうでありまして、80%の収量が確保できておりますというようなデータが提出をされております。以上でございます。

議 長

今、事務局から補足がありました。いろいろご質問、ご意見があらうかと思しますので、ここで時間をとりたいと思います。

平野武美委員、何かここはどうかいなというふうな、例えば、ニラ栽培をしょっての経験から何かありましたら。

11番

11番平野です。私もこういう経験したことないけん、初めて耳にしています。それで、できるかなやら思うとうとですけど、昨今、やっぱり夏場が降雨傾向になりようけん、できるかなという思う反面、どうかいなというのは見学に行かせてもらいたいと思っています。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。実は平野武美委員に、今、ちょっと告げておきたいとですけども、今からこの方の転用の参考になる資料として、今年から10アール当たり何キログラム収穫をしたかをちょっと細かく記録をしていただきたい。（発言する者あり）あなたにその責任を持たせるつもりはございません。ただ、あなたのデータをいただきたいということです。

11番

何言いますかいね、その形態が違うというかいな、この人の作型を見てもみますと、夏型じゃなかろうと思いますよね。そいけん、植えかえが毎年植えかえなければならないというような作型ですので、ちょっとこの方とは違うような気もして、3,700キロですかね、そういうとを目標にしてある。消費者の動向いいですか、やはり幅も広くて、きれいなやつ、おいしいやつが最高のニラと僕は思っています。しかしながら、2年、3年たってきますと、幅が狭くなって、パートさんあたりを入れてみるときは、やはり100グラムつくるのに時間がやはりかかるというふうなことで、経営的に合うかなとか、そういうところも思っています。

議 長

わかります。あなたの経営の変更をなさいと言うつもりはありません。ただ参考にしたいということです。この人の3年後更新をされますの

で、あなたのデータを参考にしたい。あなたばかりじゃなくて、よそからも、普及センターからも資料を取り寄せたいと思います。それで、3年後に2割以上減収しとったというような項目があったら、3年後に不許可にしてもいいというか、不許可にしなければならないことになりますので、その材料というか、判断の材料を私は集めたいと。（発言する者あり）それが平野委員の経営に対してはね、とやかく言うつもりはない。

11番

だけん、何言いますか、3年おるかおらんかもわからんけん。

議長

命令じゃありませんからね。

はい、どうぞ。井上委員。

17番

17番井上です。私も軟弱野菜をつくっておりますが、その立場から発言させていただきたいんですが、収量的には確保できるかもしれません。でも、販売するとなると、どうしても太陽光パネルの下ということで軟弱ぎみで育つと思うんですね。そうすると、やっぱり野菜というとは太陽光を十分に浴びて育った野菜がいい野菜だというふうには一般的には言われておりますので、販売面でそれだけの販売力があるかということに私は疑問を持ちます。以上です。

議長

ありがとうございます。おっしゃるとおりが今の現状だと考えております。全ての作物は太陽と土と水によって生育できるものですので、太陽の光をさえぎるということは好ましいことじゃないと。ただ、農水省が出した部分は品質が落ちたとは書いていないんよね。収量って書いてあるっちゃん。だから、私たちは農水省が定めた文書の中でしか判断できないということは悲しいところでございますけれども、場合によってはそういうふうな意見具申はできるかと思っておりますけれども、今、私たちが判断すべきことはこういう農水省の通達なりの部分によって判断したいということで、品質の部分も書いておりませんので、そのことについてはなかなか我々が立ち入ることじゃないということでございます。現状においては。（発言する者あり）著しいって書いてあるっちゃん。だから、著しいかどうかというたら、それはちょっと曖昧なところがございますので、我々がちょっとその点が判断できないということは……。はい、どうぞ。

小林

前原地区推進委員の小林です。先日、福岡県主催の農薬指導士という研修に行かせていただきました。過去、ここ二、三年で農薬に関する、ドリフトに関する苦情の件数が多くなっているのは、太陽光パネルにドリフトして付着することの苦情が多いそうです。太陽光パネルに農薬が付着すると、農薬を散布する場合、点着材を入れます。そのためにパネルに付着す

ると一面ぱっと広がった状態になるので、発電量が著しく低下するというのとパネルの劣化が激しいという説明がありました。そこで、ニラ栽培においても季節によっては病害虫の発生が多い時期等あると思います。それと、太陽光パネル下ということで高温とかの影響も受けやすいかと思うますので、そこら辺、今度計画立てられている方はご認識かどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。今、発言あったところ……

事務局 聞いていない。

議 長 それは結局、今言われた部分もある程度考慮に入れて、その投資に見合うというふうな判断されてからされておられますので、我々が一番心配しなきゃならないのは、農地を農地として生かすことの実態が一番大事なことです。ですから、パネルの設置業者に不利益なことを農業委員会が見過ごしとったということは問題にはならないというふうに私は考えています。どうぞ。

小 林 病害虫が発生すると、病害虫防除をしないといけないという状況下になると思います。そこで、例えば、そういうふうに太陽光パネルを守るがゆえに、農薬を散布しないという方向になると、ニラに対する品質が低下するおそれがあるので、収量にかかわってくるんじゃないかなと思います。

議 長 ありがとうございます。そのことにおいては今から３年間の生育状況、それから出荷量の状況、それから品質状況も、うちの農業委員会と、それから３年後にまた一時転用の更新をされる場合において、公的機関を含めてそれを判断するということになっておりますので、普及センターとよくそこら辺を相談しながら監視を続けたいと思っています。

小 林 ありがとうございます。

事務局 貴重なご意見ありがとうございました。県のほうで許可になったら通知が出ますので、その通知をお出しするときに、今、小林委員から言われました件を申請者のほうに伝えたいと思います。

小 林 ありがとうございます。

議 長 ほかにありましたら、どうぞ。

	(質問、意見なし)
議 長	ないようでしたら、ここで発言を終了いたします。 いろいろご意見をいただきました。議案第 9 3 号と計画につきまして許可と思われる委員の挙手をどうぞ。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。今回、糸島市では総会で許可ということになりましたけれども、県の農業会議に意見を聞かなければならないというふうな、まず、次のステップがございますので、その段階を踏みながら進めていきたいと思います。
議 長	それでは、次の議案に移りたいと思います。
事務局	議案書の 4 0 ページをお願いいたします。 議案第 9 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」、ご審議をお願いいたしたいと思っておりますが、こちらにつきましては申請人として貸付人に——委員がなっておられますので、農業委員会法の議事参与の制限を受けられますので、この審議の際には——委員に退室をお願いすることになります。
議 長	それでは、そういうことでございますので、退室をお願いいたします。 (——委員退席)
議 長	第 2 調査部会で現地に行ってもらっております。このことにつきまして報告をしてもらいます。
調査部会長 (8 番)	議案第 9 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」。 【議案書に基づき読み上げて報告】 工事内容につきましては全く変わっておりませんので、本当は工事期間も 3 年まで見ておりますので、第 2 調査部会としまして許可相当ということで判断しております。以上です。

議 長

ありがとうございました。今、報告があった内容でございますが……。はい、事務局から。

事務局

事務局のほうから書類上の判断を報告させていただきます。

まず、農地法の第5条の許可後の計画変更でございますけれども、これにつきましては18ページに記載しております農地法第4条、5条の許可申請の審査表でございます。こちらの一般基準のほうで「適当」、または「該当なし」となっていなければなりませんけど、18ページの下の方の5条の計変と書いたところでごらんになっておわかりのように、全て「適当」、または「該当なし」ということで問題はございません。

それから、40ページの立地基準等のところに農地区分を書いております。農地区分が農用地区内の農地でありますので、一時転用による不許可の例外に該当していないと本来は許可できないということですが、一時転用ですので、許可ができると。しかも、今回は工期の変更だけでございますので、特に問題はなく、許可相当であるということを判断しております。

ここで農地区分という言葉が出てきましたので、補足の説明をさせていただきたいと思うんですが、カラー刷りのパンフレットがお手元にあると思います。農地法と書いたパンフレットを出していただきたいと思いますが、こちらのパンフレットの24ページをおあけいただきたいと思います。24ページ、25ページ見開きしていただきますと、左側のほうに写真が載っております、農地の状況というふうに書いてあり、上のほうから生産性の高い優良農地、小集団の未整備農地、市街地近郊農地、市街地の農地というふうに4つの写真が載っております。右側のほうに矢印がついておりまして、一番上の生産性の高い優良農地の矢印は、農地区分のところの農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地を指しております。写真の小集団の未整備農地と市街地近郊農地は矢印が第2種農地。市街地の農地が第3種農地となっております。この農地区分の農用地区域内農地から第3種農地まで5つ農地区分というのを定める、これが立地基準と呼ばれているものでございまして、先ほど説明しました一般基準と立地基準という2つの基準を使って許可の判断がなされるということになります。

農地区分のところでその右側のほうに立地基準、原則不許可、原則許可というふうに書いておりますが、まず、農地区分が農用地区域内の農地だと、これは原則不許可ですと。

甲種農地といいますのは圃場整備等の公共的な投資がなされて、その投資の後8年たっていない農地、圃場整備が終わってからまだ8年間たっていないのは甲種農地という扱いで、これも原則不許可。

原則不許可の下に例外許可と書いておりますが、農業用関係の施設をつ

くる場合には甲種農地であっても許可になる場合もございます。例外の場合です。

それから、第1種農地の特徴としましては、集団的な農地ということで面積が10ヘクタール以上面的な広がりを持った地域、これについては第1種農地という取り扱いをして、これも原則不許可。ただ、例外の許可ということで農業用施設あたりは建てられるということです。

それから、第2種農地ですけれども、第2種農地は第1種農地と第3種農地の間というような表現をしておりますけれども、第3種農地に立地困難な場合は許可ということで、代替の農地がなければ、第2種農地に該当すれば許可になるというような位置づけとなります。

最後、第3種農地といいますのが、市街地に近い区域のところに農地ということで、農地ではあるけれども、周りは住宅が建ち並んでおるような、そういった市街地にある農地は第3種農地ということで原則許可というふうになります。

次に、また資料を見ていただきたいんですけども、1ページから15ページまでをつづった、これがちょっと慌ててつくったので、右上のほうに資料ナンバーが載っていないものです。タイトルが農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間という資料も最後にお配りしたんですが、非常にこれが専門的な資料になりますので、なかなかぱっと読んでおわかりにならない点も多いかと思いますが、今日は研修的なことも含めてということでお配りをしております。

この資料は福岡県のホームページのほうに掲載されておまして、県が実際に許可をするかしないかを判断する基準がここに示されております。少ししかいつまんで説明しますが、この資料の1ページの第1 農地の転用の許可で始まるところの2番ですね。2番に立地基準ということを書いてありまして、(1) 農用地区域内農地というのがあろうかと思えます。ここで農用地区域内農地とはどういうものかということから始まって、許可できないあたりが書いてあります。

次の2ページ、上から3行目に(2)というのがありまして、第1種農地についての説明がございます。

こういうふうにこの順番で、例えば、6ページには(3)で甲種農地の説明がありますし、10ページには(4)で第3種農地の説明、そして、12ページに(5)で第2種農地の説明があります。第2種農地とか、第3種農地になりますと、転用許可ができるというような農地でございますので、どういったものが第3種、第2種なのかというところが細かく決められておまして、例えば、JRの駅から300メートル以内にあるかどうか、市役所、または都市高速のインター、そういったところ、または側道とかの沿道にあるかどうか、いろいろな立地条件が具体的に示されながら、その場合は許可できますというような不許可の例外規定が細かく記載

されておるということでございます。日ごろ転用行為につきましてはこういったことを審査基準に基づいて許可になるのかならないのかというところを県のほうと協議をしながら判断をしておるということでありまして、非常に人の財産に関する処分でございますので、曖昧な考え方では通らないというようなことをご理解いただきたいと思います。思っております。

資料のほうは時間がありましたら、おうちのほうでお読みいただければというふうに思っております。

それで、本題の40ページの第94号でございますけれども、申し上げますように、一般基準、立地基準ともに問題がないということで許可相当であるということを事務局のほうから報告をさせていただきます。以上でございます。

議 長

以上、事務局から報告がありました。何かありましたら。

13番

13番の井上です。今日、総会、12月9日ですね。それで、延長ということですので問題はないかと思えますけれども、工期は12月2日ということとなっておりますが、その辺は運用で、何かこの前、三役なり五役ですか、前もって審査をするようなことで報告のような形をとられた部分があったかと思えますが、その辺はいかがですか。

議 長

今、和雄委員が発言されたとは、着工を早くしたいという意味のあれやっだろう。ちょっと違うか。（発言する者あり）2日を過ぎようからという意味、じゃないでしょう。

13番

いえ、今日、皆さんに許可、オーケーとるかどうかが過ぎとるからですね。

議 長

過ぎとるからということ。

事務局

ちょっとこの前、三役会議、流れからいきますと、臨時総会を開く暇がなければ、三役会議を開いて判断したいというふうに皆さんのほうに同意をいただきました件は農地改良の場合でございます。農業委員会のほうで許可ができる農地改良行為、1,000平米以内で1メートル以内の造成ということに限っての話です。それで、どういった場合かと言いますと、総会を待っていると、せっかくの優良土、表土が工事現場から出て、その表土が欲しいと、しかし、その表土をもらえる日にちは決まっておって総会まで待てないと、こういったときには基本的には臨時総会ですけれども、臨時総会を開けない場合には三役を集めてということをお願いをしました。

今日の第94号につきましては届け出ではありませんで、県知事の許可を受けてある案件でございます。それで、農業委員会の総会を開いたとしても許可できるものではございませんし、本日の総会で許可相当の判断を受けて県のほうに送ったところで、その判断結果は恐らく2カ月ぐらい先になろうかと思います。それで、12月2日という工事の期限がもう既に過ぎておるんですけれども、この案件につきましては12月の総会にかけざるを得ないというように判断をいたしました。それで、今回、5月31日までの工期延長を審議していただいて、その間、12月2日から本日までの工事については中断をしていただきまして、許可を受けてからまた再開していただくということ。今の先行の状況からして、雨が多くて土が乾いておりませんので、機械が入れないということで工事ができない状況にありますので、中断はこの許可がおりるまでの間はされるということで聞いておりますので、ちょっと取り扱いとしては、井上委員がおっしゃるように、工事の期限が来る前に延長を認めるべきなのが理想だと思いますけれども、そもそも2カ月間の工期しかとってもらいませんでしたので、その中で総会を開いて許可の判断をして県知事から許可をもらうというまでには1カ月は優に過ぎてしまいますので、ベストなやり方ではないかもしれませんが、工期が過ぎた後の総会により、許可の判断をさせていただくというようなことにいたしました。

13番

はい、わかりました。

議長

指摘されておられるのはわかります。今回、私はその現場に行くことができませんでしたが、今、事務局なり、調査部会長から聞いた範囲では、まだ全然工事に着工していなかったということですので、別に違反の行為はなかったというふうに判断します。

13番

わかりました。

議長

ほかにどうぞ。

(質問、意見なし)

議長

なければ、質疑を打ち切りたいと思います。

議案第94号につきまして許可と思われる委員の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議長

そういうことでよろしくをお願いします。

	(——委員着席)
議 長	それでは、次の案件に移りたいと思います。
事務局	議案書の４４ページをお願いいたします。 議案第９５号「農地改良届け出について」、ご審議をお願いするとともに、監督委員の選任をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、調査部会長。
調査部会長（８番）	議案第９５号「農地改良届け出について」。 【議案書に基づき読み上げて報告】 これにつきましては現場を１日に見に行ったときに、申請地につきましては間小路の信号から５０メートルほど北側の田んぼでした。現地の田んぼにつきましては排水が悪い中、隣の田んぼにレンコン畑がありまして、常時水がたまっている農地からあぜを伝わってしみ出ている状態でありました。それで、今回は真砂土を９０センチ造成して排水不良の改善を行いたいということで、した後はネギを作付するという予定のことでした。 農地区分は農振農用地ですが、一時転用のため不許可の例外に当たり問題はありません。 関係各課の意見も支障なしということで、調査部会としましても許可相当と判断しております。以上です。
事務局	また研修のほうで説明いたします。 今度は資料３をおあけいただきたいと思います。２枚とじ合わせをした資料３で、上のほうに手書きで農地改良届資料というふうに書いております。 農地改良といいますのは、農地を農地として使いやすくするために、特に排水が悪い農地について造成工事を行って排水をよくする、そういったことが多いわけですが、農地を農地として改良するのにどうして許可が要るのかというようなこととございます。これについては考え方としまして、その改良工事の期間中は農地として使えないということから許可を求めるということになっております。 許可となりますと、県知事許可になりますから、相当な期間が必要とな

るわけですが、届け出でいい場合というのが今日の資料3でございます。平成5年に県のほうから出ました通知を今お配りしておるんですが、これの1番のところで次に該当する場合は農地法による許可を要するということが規定され、アのところで農地改良行為、これは切り土、盛り土を行った後、農地としての現況を形成する行為というふうに定義づけられております。

2番を丸印しておりますが、この2番に該当する場合は農地改良行為ではありますけど、農業委員会への届け出により処理してよいというふうになっており、その要件がアに書いております。アの(1)で耕作者みずからが施行するということ。(2)で良質土のみを使用するということ。

(3)で工事の期間が3カ月以内であるということ。(4)で施行面積が10アール以下、1,000平米以下であるということ。(5)で造成高が現況より1メートル以下であることということで、これらの全てを満たす場合は許可を受けなくても農地改良届として農業委員会のほうに届け出を出せばよいというようなこととなっています。農地改良届の該当する基準ということで、この資料のほうをお読みいただければというふうに考えております。

事務局のほうからは以上でございます。

議 長

今、補足がございました。この議案第95号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。平野利延委員。

16番

16番平野です。これ改良届には問題ないと思いますが、面積の1,996平米の内977平米となっておりますが、前にあすこにあのネギば埋めてあるもんね。許可したののあるったい、手前のほう。あれも面積のうちに入っとっちゃろうね。1,996平米のうちに。入っとって、今度約1反ばかりすればくさ、あと残り、図面見ればわかるように、ちょこっとしか残らんたいね。そこ辺は、せんで言わっしゃるけん、よかばってん、何でと思うて、ちょっと疑問。

議 長

事務局から。

事務局

図面ちょっと見にくいかもしれませんが、位置図と字図に描いている図面がちょっと極端過ぎると思います。形としては、左側の位置図のほう、位置図、字図のほうもそうなんですけど、この筆の下を鍵型のようにあけているように見えますけれども、実際は鍵型のようにあかないんですね。図面の書き方間違っています。下の92番の田んぼと一体的に現地使われていますので、余り地が出ているように現地で見たものですから、こういうふうな図面の書き方になってしまいました。本当は鍵型では

	なくて、この９３の筆を半分に割ったような形で工事が施工されます。
１６番	９２番と９３番の間のあぜはないったいな。
議 長	今、事務局が筆のあわらし方がちょっと間違っとなると。
事務局	済みません。４６ページを見ていただいて、４６ページの左側に計画平面図というのが載っているんですけど、計画平面図で造成しない縦長の農地が残ります。これは字図で言うところの９２番ですね。だから、図面の書き方が４５ページはこういう鍵型じゃなくて、本来はこの９３番を半分に割ったような形になりますので、図面の修正のほうをお願いしたいと思います。
議 長	今の説明で平野委員、大体理解できますか。
１６番	はい。
議 長	ほかに。
	(質問、意見なし)
議 長	なければ、質疑を終わらせていただきます。 議案第９５号、農地改良ということにつきまして同意できる方の挙手をどうぞ。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。 平野武美委員を監督委員に指名します。
議 長	次の非農地証明について。
事務局	議案書の４８ページをお願いいたします。 議案第９６号「非農地証明願について」、ご審議をお願いするわけですが、こちらについても内容の説明をまずさせていただきます。 今度はお手元の資料４という資料を出していただいて、真ん中に非農地証明資料というふうに書いてあります。こちらが福岡県のほうから発行さ

れました非農地証明の証明書発行基準ということになっておりまして、1 ページの下のほうに四角囲みをしております。第3非農地証明書の発行基準というところが囲まれておると思いますけれども、(2)を丸で囲んでおります。この(2)に書かれておる要件を満たしておる場合に、非農地証明書というのを農業委員会が発行します。そうすると、どんな効果があるかといいますと、まず、農地、田んぼ、畑につきましては、法務局のほうで所有権移転登記をするときには、農地法3条の許可、または農地法5条の許可がないと、法務局のほうで所有権移転登記ができません。

それで、まず、地目を田んぼ、畑ではなく、原野とか、山林、雑種地というふうに地目を先に変えれば、農地法の適用は受けませんので、所有権移転登記ができるということになります。それで、その地目変更をするために農林水産省と総務省のほうで協議をされまして、その手続として証明書を発行しようというような流れになっております。

1 ページの第3の(2)のところに書いてありますのは、非農地になった後に20年以上経過しておることということ。それから、イのところで農地法の処分を受けていないと、勝手な転用などをして処分を受けておる場合は例外としますということで、処分を受けていないということ。それから、ウのほうで農振農用地ではないということ。それから、2 ページのエのほうで農業生産力の高い農地などではないと。オのところで集団性のある優良農地ではないということ。カで他の法令等との調整の見込みがあるというふうに、こういった条件を満たしますと、農地が本当は農地じゃないということを農業委員会のほうで非農地証明書を出しまして、法務局にそれを持って地目変更をすると登記ができるというようなことになっております。

それから、2 ページの(4)のところでございます。「耕作放棄地のうち」から始まるアンダーラインが引いてあるところなんです、これにつきましては耕作放棄地の調査をするときの判断基準というのがありますので、その判断基準の中で、森林だと、もう山になっておると、糸島市の中ではミカン畑の荒廃地が多いんですけども、ミカン栽培をなされた後にほっておかれた農地が山の状態になっておるといふようなところがよくございます。こういったところについて非農地証明願を出していただきますと、農業委員会のほうで現地を見て、山になっておるなということで確認をしましたら、非農地証明を出すということになっています。

ですから、非農地証明を出す大きな基準としましては、もう山林化しておることが1つ、もう一つは建物が建っておったり、アスファルト舗装がしてあったり、資材置き場、駐車場、そういったことになされた事実が20年以上前から続いているというときには、この基準に基づいて非農地証明書を発行しますので、地目変更をした上で所有権移転がなされるというような手続をとるということでご理解していただきたいとい

	うふうに思っております。 事務局のほうから説明は以上でございます。
議 長	それでは、調査部会長からこの内容について説明してもらいます。
調査部会長（8番）	【議案書に基づいて読み上げて説明】 現地につきましては、大野城二丈線から50メートルほど北側の土地でございました。現在は生け垣に囲まれた住宅敷地内で家庭菜園として野菜をつくってある状況でした。 昭和58年の航空写真で当時から現在の状況であったことを確認して、固定資産税も宅地課税となっております。 また、関係各課の意見につきましても支障なしとなっておりますので、第2調査部会としましても認定相当と判断をしております。以上です。
議 長	今、報告があったようなことでございますが、何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。三坂委員。
5 番	5番三坂です。ちょっとお尋ねですが、この所有者の方は南区にお住みということですが、この申請の家には何か別の方の名前が書いてありますが、申請者と居住者の方は違うんですかね。
議 長	その関係を。
事務局	今、住宅にお住まいの方はお兄さんで——さんという方、49ページの位置図のゼンリン地図に手書きで書いております——さんという方が住んでありまして、今回、非農地証明願の申請を出してあります南区の大楠に住んである——さんは——さんの弟さんでございます。先ほど申し上げましたように、地目変更をして所有権をお兄さんのほうに移したいというような事情があるということで聞いておりますけれども、恐らく相続のときに弟さんとお兄さんで所有権を分けられて、今回、何らかの事情で所有権をお兄さんのほうに移したいということだというふうに聞いております。
議 長	いいですか。
5 番	はい、わかりました。
議 長	ほかには。

	(質問、意見なし)
議 長	それでは、質疑を終わらせていただきます。 議案第 9 6 号「非農地証明願について」、この申請に同意してもらえる方は挙手をどうぞ。
	(全員挙手)
議 長	それでは、そのようにさせていただきます。 せっかく農業振興課来てありますけれども、ちょっと小休止を。2 3 分まで。
	(休 憩)
議 長	再開をさせていただきます。
議 長	次の議案に移りたいと思います。
事務局	議案書の 5 0 ページをお願いいたします。 議案第 9 7 号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」、ご審議をお願いいたします。 なお、資料につきましては別紙でお配りしておりますので、別紙のほうをごらんください。
議 長	それでは、議案第 9 7 号に移ります。このことにかかわる説明を農業振興課、どうぞ。
農業振興課	農業振興課の木下です。よろしくお願いします。 別冊の議案第 9 7 号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」をごらんください。 今回申請がありました農業経営改善計画についてご説明申し上げます。 資料 1 ページ目のとおり、今回申請は新規が 1 件、更新が 3 件、合計 4 件となっております。 農業経営改善計画の認定については糸島市の農業経営基盤の強化と促進に関する基本的な構想に照らして適切であるか、農用地の有効利用を図っているかなど判断して認定を行っております。

	また、認定に当たっては、糸島市農業委員会、糸島農業協同組合、福岡県酪農業協同組合及び福岡普及指導センターへ意見を求めて、総合的に判断しております。 まず、4件の計画の概要をご説明した後、ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 【議案書に基づき読み上げて説明】 以上4件の計画の概要説明となります。ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。ただいま農業経営改善計画の説明が4件出ているというようなことでございました。 それぞれの経営につきまして、皆様方からご意見なり、ご教示があればというようなことで、ここで時間をとりたいと思います。どうぞ。 (質問、意見なし)
議 長	特にないようですが、質疑を打ち切りたいと思います。 ご意見がないようですので、一括してとりたいと思います。 4経営体から出ております農業経営改善計画ということで同意される方の挙手をどうぞ。 (全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。
議 長	それでは、次の案件に移ります。
事務局	議案書の51ページをお願いいたします。 議案第98号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」、ご審議をお願いいたします。 なお、資料につきましては別紙でお配りをしておりますので、別紙のほうをごらんください。
議 長	それでは、担当の課から説明をお願いします。

農業振興課

農業振興課吉村と申します。よろしくお願いいたします。

では、議案第98号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」説明いたします。

先月、11月16日に開催いたしました糸島市農業振興地域整備促進協議会において承認をいただきましたので、農業委員会を初めとする関係機関に意見を伺うものです。

農業振興地域からの除外ということで、要は俗に言う青地から白地に変更するというふうな手続です。

この変更に対しましては農業振興地域の整備に関する法律の中で5つの要件を満たしていることとすることが必要になります。もう簡単に言いますと、1つの要件としまして、まず、具体的な計画があること、2としまして、農振農用地の中心部にないこと、あとは耕作者が認定農業者でないこと、また、認定農業者であっても再認定に支障がなければオーケーと。4番目に、地域内の土地改良施設、要は用水路、排水路等の機能に支障を及ぼすおそれがないか。5番目に、土地改良後8年以上経過していること。この5つの要件を満たすことが除外の要件ということになります。

それでは、申請案件について説明申し上げます。

申請案件は農業用地区域からの除外が7件、農用地区域の編入が1件の申請ということになります。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、農業委員会の意見を申し上げます。

議 長

ただいま除外が7件と編入が1件の説明がございました。

一つ一つというわけではありませんが、全体を通して何かご意見、ご質問がありましたら、ここで発言をしていただきたいと思います。はい、どうぞ。

2 番

2番内野です。整理番号5番につきましてはまず地元農業委員として一言意見と要望をお願いいたします。

今回の事業内容はカキの加工場の進入路ということで利用することとで、今度新しくできました道路の余り地ということで何ら問題はないと考えます。

しかしながら、カキ加工場の建設につきましてはまだ詳しい計画が立っていないということで、地元の住民との協議が調っておりません。カキ加工場ができることを前提にした進入路の設置ですので、非常に関連性が高いと思われます。

そこで、農業委員会の意見としまして、次の要望をつけ加えていただきたいと思います。

カキ加工場への進入路を目的とした農振除外については異議はありません。しかしながら、カキ加工場の建設については地元住民からの排水による河川の汚れやにおいに対する不安の声が高まっております。このことを踏まえ、農振除外後に農地転用の許可申請、また、開発許可申請を行われる際に、地元住民の皆さんが不安を覚えるようなことがないように、排水計画を十分に検討されますよう要望いたします。以上です。

議 長

これは番号5番についての意見を今、承りました。この5番の農地は促進協議会ではいかなる推移があったのでしょうか。私もそれはわかりませんが、ちょっと説明できる範囲でお願いします。

農業振興課

促進協議会では、こういうふうなカキ小屋の建設については反対の意見がありますというふうなお話はもう事前しております。ただ、今回の除外についてはあくまでも進入路で、農振法における検討事項は農業振興に関する事、周辺農地へのどのような影響があるかということを検討する段階であって、周辺住民の生活環境まで考慮するというふうなことには至っておりません。生活環境に関する問題についてはそれぞれ規制する法律に照らし合わせて対処していくしかないのかなと思っておりますが、地元からもそういう意見、また、農業委員からもそういう意見があったということで、それは申請者のほうに伝えていきたいと思っております。

議 長

今の関連した部分、5番についてはいろいろ農業委員、それから事務局、農業振興課より話がありましたけれども、5番に対しましての皆さんのご意見はほかにありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないというようなことでございますので、後でまた採決はいたしますけれども、そしたら、これだけ採決しよう。急遽、この5番だけを採決というふうなことだと思います。

今、発言がありました、農振除外に対する意見というようなことで異議はありませんけれども、要望をしますということに同意できる方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

それでは、そういうことをもって今後進めていっていただきたいと思います。

ます。

それでは、5番以外のことについて質疑を受けたいと思います。丸山委員どうぞ。

10番

10番丸山です。1番の———の資材置き場についてなんですけれども、この場所が202号線から入るにはちょっと狭いんですよね。それと、通学路、学校の通学路のところが細い道になっているところで、今、ダンプとかいろんなどを迂回させる場合、その道幅が狭いので、ちょっと気になるんですけれども、そこら辺はどういうふうに考えてあるんでしょうか。

議長

今、質問にあったふうなことで、交通に関する質問ですけれども、何かそこら辺のことを協議は……

農業振興課

促進協議会ではそういうところまではできておりません。今後、出てくるんでしょうかね。

議長

転用の場合につきましては、農地法の中に、結局、転用の可能性の中に、例えば、道が狭くて転用に対する通行が支障が出るというふうなことであれば、転用はできないと思います。ただ、転用に対する通行がこの範囲だったらできるというようなことであれば、その範囲においてから審議をするということですが、人命に対する、通学路に対するということは転用基準には多分ないんじゃないかなと思いますので、それはそれでまたそのときに協議をしながら、結論を求めたいと思います。ここで今、詳しいことを皆さんに語るわけにはいかない、転用申請も出ていないときから、いかないというふうな。

では、そういうことで丸山委員、今回、資材置き場として出ておりますけれども、地区除外の項目については、今、言われたようなことで5項目協議すると、法的に。ですから、5項目以外については審議の対象になっておりませんので、それはそれで今度、例えば公開的な部分、結局、市役所の前に掲示される期間がございます。それについて異議申し立てをする期間がございますので、それも利用されることも一理あるんじゃないかなと思っています。

ほかにありましたら。東司委員。

14番

14番東司です。整理番号2番の件について。

私もこの現場は見に行きまして、農地としてはちょっともう雑木が生えている状態でした。また、これを利用される———さんですが、資材置き場としてということですが、近隣に、この写真にもありますように、

住宅地があります。進入路は別にとということでしたが、飲み水がまだ井戸なんですけど、水であると思います。前回は二丈地区のほうでそういう転用で飲み水関係の件で農業委員会かなりいろいろ話もしまして、そういう問題がありましたので、資材置き場が廃材置き場というふうになりますと、またいろんな支障が出てくると思いますので、そこいらをしっかりと検討していただきたいと思います。

議 長

以上のような意見が出ておりますので、農業振興課、それから申請をされると思いますけれども、今度また転用申請もその次に出てきますので、我々もそこは関与できる部分は関与していきたい。

ほかにありましたら、どうぞ。

この7番、都市計画課ではこれは地区計画に指定されておると。（「はい」と呼ぶ者あり）駅から500メートル以内かな。

（質問、意見なし）

議 長

それでは、ほかにないようでしたら、質疑を打ち切りたいと思います。

今の審議は1番から7番までの部分でございます。次の編入部分はまだ審議をしておりませんが、それは後にして、1番から7番につきまして、この事務局が提案するというので、除外について、5番は先ほど採決いたしましたけれども、5番以外につきまして同意する方の挙手をどうぞ。

（全員挙手）

議 長

意見が先ほど出ておりますので、それはそれで項目に加えていただきたいと思います。

次の編入の部分につきまして、事務局から説明が出ておりますけれども、皆さんから何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。

（質問、意見なし）

議 長

ないようですが、これは編入することは歓迎する部分でございますので、皆さんも同意かと思っておりますけれども、この案に同意する方の挙手をどうぞ。

（全員挙手）

議 長

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

議 長

次の案件に移りたいと思います。

事務局

議案書の５２ページをお願いいたします。

議案第９９号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」。

まず、議案の内容を説明いたします。

今回提案いたしますのは福岡県農業振興推進機構が行いますあっせん事業の関係で、推進機構から個人の方に移る分が１件と、個人の方から推進機構のほうに移る分が１件ということでございます。

この農業振興推進機構が行うあっせん事業につきましては、農業委員会が行うあっせん事業と同じ効果があるということになっておりまして、売られる方の売却額の所得税の所得控除、所得の控除でございますので、所得税の控除ではありませんけど、所得税を計算するときに、売った金額から控除できる金額ということで８００万円まで控除ができるということになっております。

農業委員のあっせんと大きく違いますのは、こちらの推進機構が行いますあっせんのほうは、売り手と買い手の組み合わせが決まっておることが前提と。売る人、買う人が既に決まっておるときに、条件に合えば、推進機構のあっせん事業に乗って８００万円の所得控除が受けられるということになります。農業委員さんが行うあっせん事業のほうは、これと逆になりまして、売り手と買い手は決まっておったらだめなんですね。売りたい人と買いたい人を別々に、今日、行いましたように、総会の中で認定をしていただきまして、台帳に登録をして、売り手と買い手が決まっていないところで農業委員さんと推進委員さんがあっせんを行い、合意がなされたら契約をします。その辺、詳しいこれまでのいきさつというのは私どももよくわからないところあるんですけど、そのような大きな違いがあり、どちらかであっせんとなると８００万円の控除があるということになっております。

今回は推進機構が行うあっせん事業の内容だということでお願いしたいと思います。

では、議案の内容を読み上げます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、所有権移転を伴う農用地利用集積計画の決定について、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 99 号は 2 件の申請が出ております。ご意見、ご質問がありましたら、ここでお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 なければ、質疑を 1、2 とも終了したいと思います。
この 1、2 につきまして同意できる方の挙手をどうぞ。

(挙手多数)

議 長 それでは、そういうことで大多数ということで。
以上、議案としての審議は終わりたいと思います。
その他のところに移りたいと思います。
その他 1 番はあっせんてん末ということでございます。これはもう見て
いただきたいと思います。

それから、あっせんの取り下げについてもここででておりますし、新規
就農者のヒアリングも報告がありましたので、それにかえたいと思いま
す。

それでは、4 番の農地対策委員会 B 班の報告。どうぞ。

15 番 では、農地対策委員会 B 班の現地調査の報告をいたします。

【議案書に基づき読み上げて報告】

以上です。

議 長 今、1 番から 4 番までいろいろ説明がありました。私も一緒に現地に行
きましたところ、あっと驚くというふうな現象もありましたけれども、そ
れは県のほうで、例えば、2 の件ですけど、建築物がもう撤去といいます
か、解体をされておりましたが、それはそれで解体を指導しろといったこ
とを県が言っておりましたけれども、どうもこれが本人の自発的な部分じ
ゃないような感じも受けました。しかしながら、その時点については我々
が関与するところではないということもありますので、これは状況をつか
むというふうなことぐらいしかできないと理解しております。

林委員、何か。

19 番 19 番林です。ちょっと会長が言われましたけれども、61 ページの 2
番ですね。解体している人が誰か不明のため、——氏から事情を聞くと、

聞いてどうなったのかということ。下の住民票の職権消除、これの意味がわからんとぼってん。それは確認します。以上です。

議 長

これは住民票のことはちょっと私も返答はできませんので、事務局。

事務局

まず、——氏から事情を聞くという部分は、土地の所有者が——さんでございますので、こちらが事情を知ってあるんじゃないかなろうかと思っております。携帯電話しかないんですが、携帯電話に何回もかけますけど、留守番電話になって出ていただけませんので、会長のほうから、今、自宅訪問をするようにということで指示を受けましたので、早急に自宅のほうに行ってみたいと思いますが、まだ事情は聞いておりません。

住民票職権消除といいますのは、その住宅に住んでいない、住民票がある所在地に生活の実態がないというときに、それを知った人が市民課のほうに届け出をしましたら、実態調査をされまして、住んでいないということを確認したら、住民票そのものを消す、その削除することを消除と言っておりますので、これにつきましては事務局のほうから市民課のほうに届け出を出しまして実態調査が今行われております。恐らく建物がありませんので、職権消除になるだろうと思っております。以上です。

議 長

ほかに。磯部委員。

6 番

6 番の磯部です。2 番の件で、解体している人が誰か不明のため、——氏から事情を聞くというのは、誰が聞くんですか。事務局が聞くと。

事務局

はい。

6 番

じゃ、事務局が聞かれるときに、——氏にぜひ聞いてほしいのは、解体業者とか頼んでいないとか、もし、解体業者じゃない個人が勝手にまた不法投棄ということもあり得るでしょう、ぜひ——氏から事情を聞かれるときに、その部分をはっきり聞いてってください。よろしく願います。

事務局

わかりました。

議 長

いやいや、今、磯部委員が言われる前、電話だけじゃ通じらんけんというやけん、それはもう自宅を探してから行ったほうがいいじゃないかということで言っておりますので。

ただ、農地法上、踏み込めない部分もあるかもしれませんので、そこら辺はご容赦いただきたいと思います。

ほかにありましたら。これは採決の部分ではありませんので、一応報告ということにとどめたいと思います。

次のその他は何か。

事務局

その他の点で事務局から連絡する前に、井上和雄委員のほうから農業者年金関係でお話がございます。

13番

農業者年金の推進部長を仰せついております関係上、今日、推進委員の方も多数おいででございますので、その辺の話をさせていただきたいと思います。

各地区に、前原地区は私、それから二丈は増田さん、志摩は岩崎さんということで推進部の委員をさせていただいております。それで、今日、推進委員の方もお見えになっておりますので、ぜひとも農業委員の方と一緒に、各校区、その辺の加入者をいろいろ見つけていただくというか、いろいろお話があらうかと思っておりますので、ぜひその方を含めて農業者年金の内容を説明していただいて、ぜひとも今年度一人でも多くの加入者があられますようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。井上委員が発言される内容としては、我々農業委員ももちろんのことですけれども、最適化推進委員の方も、農民の地位向上、それから、生活の安定のためということで、日ごろの活動の中の一部に入れていただきたいと思います。その方が説明をして理解をされた上で入らないという部分については強制する部分ではございません。しかしながら、説明を受けることはその方にとっても大事なことでありますので、その説明だけは聞いていただいて、それからの判断は本人に任せるということでございますので、いろいろ忙しいとは思いますが、暇を見つけては活動していただき、また、活動日誌にそのことについて記録していただければというふうに思っております。

ありがとうございました。井上委員。

ほかに。

事務局

では、事務局から事務連絡をさせていただきます。

まず、今日、配布物の件なんですけれども、農業委員さんだけの部分として11月3日に行われました自治功労者表彰祝賀会の決算書を配付しております。残金が4,300円出ましたので、これはお茶代のほうに繰り入れをさせていただくというふうに考えております。

それから、2017年、来年の農業委員会手帳、これを皆さんにお配りしております。黒い小さな手帳でございます。そちらに身分証明書を一番

上に写真つきのものをはめておりますので、紛失などないようにしていただきながら活用いただきたいと思います。

お金のことで恐縮なんですが、この手帳は自己負担ということになっておりまして、農業委員さんのほうは積立金のほうから徴収させていただいております。推進委員さんのほうはまだ積立金等ができておりませんので、今日は全員おそろいじゃないので、次に全員おそろいになるときにまた徴収をさせていただこうと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、農業委員さんのほうには祝賀会のときの写真を今日お配りしております。

議案書の1ページに今後のスケジュールを書いておりますので、説明をいたします。

左側のほうですが、第11回目の総会は1月10日の13時半から1号会議室。

農地対策委員会のA班の活動が1月25日の水曜日、13時半から9号会議室。

右側の枠で第3調査部会が12月27日火曜日の10時予定でございます。10号会議室。まだ申請が出ておりませんので、件数によっては開催時刻が変わるということで、とりあえず10時からあけておいていただきたいと思いますと思っております。

その下の県農業委員推進委員研修大会、これが推進委員さんにも出席をお願いする研修大会でございます、1月20日の金曜日、13時ということで決まりました。場所が福岡国際会議場でございますので、また、年明けましたら詳細をお知らせいたしますが、本日、2枚ものをホッチキスでとじまして福岡県農業委員会研修大会についてという資料を用意しております。その裏面のほうに開催の要領を書いてあります。そして、2枚目のページにファクスの送信表をつけております。福岡県農業委員会研修大会について出欠の連絡を12月16日の金曜日までに出していただきたいと思いますと思っておりますので、もし、今日、出欠が決まるようでしたら、お名前と出欠どちらかにつけていただいて事務局に出していただければというふうに思っております。こちらは電車で行きますので、電車、呉服町の駅でおりていただいて、呉服町から国際会議場までは歩いて行っていただく、大博通りを徒歩でということになります。

それから、農政対策委員会が1月23日月曜日、13時半から2号会議室でというふうにしております。

事務局から事務連絡は以上でございます。

議長

今、事務局が申しましたが、この際、何か皆さんに問題提起なり、ご意見を申し上げたい、または質問したいということ、全体を通してありまし

たら、推進委員の方も含めてここで発言の時間を設けたいと思います。何かありましたら、平野武美委員。

11番

11番平野です。このごろ、私の地区で土地ば売りたいというような話がありました。そして、その土地の上に建物といいですか、ハウスがあるんです。それで、土地の価格は割と今まで評価してきたとおりにやなかろうかと自分では思っているんですけど、そのハウスの評価がどのようにしていったらいいのかなと思うんですけど、今まで土地の上にハウスあたりがあつて、こういうふうな考え方でやってきたという事例がありましたら、お聞かせ願いたいと思っております。以上です。

そして、ハウスの耐用年数はもう過ぎているというような感じの建物です。以上です。

議長

それに関連して、そういう経験がおありの方は個人的に平野武美委員のほうに……。

ほかにどうぞ。

ちょっと時間も過ぎましたけれども、これでこの総会を終わりたいと思います。

閉会の言葉を。

事務局

閉会のご挨拶を西原副会長よりお願いいたします。

3番

本日は忙しい中のご出席どうもありがとうございました。

また、推進委員の皆様におかれましては、初めての総会ということで大変お疲れと思います。どうもありがとうございました。

これをもちまして第10回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年12月9日

議事録署名人

12番 松崎 治 磨

9番 岩崎 和 幸